

れいわ ねんど こうがいせいかつ やくそく
令和3年度 校外生活の約束

新居浜市立新居浜小学校

★ 家の人といっしょに読みましょう。

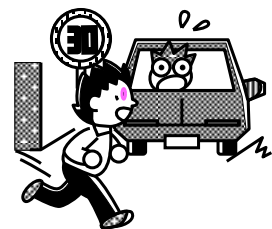
1. 校区のよい子として守ってほしいこと

- 家の人や地域の人にあいさつをしましょう。
- 食べ歩きをしてはいけません。
- 休みの日に学校に来てお菓子を食べたり、ジュースを飲んだりしてはいけません。
- 地域の人に注意されたら素直にききましょう。
- 午前中授業の日は、午後3時までは家庭で学習をしましょう。



2. 小学生として守ってほしいこと

- 校区外へは子どもだけで行ってはいけません。
- 夜間は子どもだけで外出してはいけません。(夜市・花火大会など)
- 遊戯場(ゲームセンター・カラオケボックス・ボウリング場など)へは子どもだけで入ってはいけません。
- 映画や興業(ショーやコンサート、サーカスなど)は、大人と観ましょう。
- ◎ 校区内であっても大型店(スーパーマーケット)は、子どもだけで行ってはいけません。(おつかいのときはかまいません。)
- お金や物をおごったり、おごられたりしてはいけません。
- お金やゲーム、カードなどを、借りたり貸したりしてはいけません。
- 人の家の作物をいためたり、とったりしてはいけません。



3. 安全なくらしのために守ってほしいこと

- 交通ルールを守り、自分で安全を確かめましょう。

- 自転車は3年生で「正しい自転車の乗り方」を学習してから道路で乗りましょう。
- 2年生以下の方は、道路で乗る時は大人の人に見てもらいましょう。
- 自転車は交通ルールを守って乗りましょう。
 - 左側一列通行、二人乗り禁止、夜間のライト点灯、整備点検など
- 自転車に乗るときは、ヘルメットをかぶりましょう。
- 自転車は決められたところに置きましょう。学校内では乗りません。
- キャンプやサイクリング、つりは大人といっしょにしましょう。
- 水泳は許可された場所以外では泳いではいけません。
 - 市民プールへは、3年生以下の方は大人と行きましょう。
- 遊びに行くときは、「だれと、どこへ、何をしに、いつ帰る」を家の人に言いましょ。
- 大人がいない家で、子どもだけで遊んではいけません。
- 4月～10月は6時、11月～3月は5時までには家に帰りましょう。
 - 塾などで帰りがおそくなる時は大人に迎えに来てもらいましょう。
- 危険な場所(道路・がけ・空き屋・工事現場・駐車場・川・海・池・線路など)で遊んではいけません。
- 知らない人について行ってはいけません。知らない人の車に乗りません。
- 危険なことに出会った時には、大声でさけんだり防犯ブザーを鳴らしたりして助けを求めましょ。
- 携帯電話やスマホ、ゲームなどの使用は、家の人と約束(使う時間、使い方、課金しないなど)を決めて安全に利用ましょ。通信機能の使用は午後9時までです。

保護者の皆様へ

令和2年4月1日より、愛媛県では自転車を運転する場合、自転車損害賠償責任保険への加入が義務化されました(愛媛県自動車条例)。加入しているかどうかの確認をしていただき、未加入の場合は加入をお願いします。